



## 災害時の歯科医療救護に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

### （総 則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び山形県地域防災計画（平成19年6月策定）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。
- 3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのないまま、乙が必要と認め歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲に報告しその承認を得るものとする。この場合、甲が承認した歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

### （歯科医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

- 2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

### （歯科医療救護班に対する指揮等）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、甲が指定するものが行うものとする。

### （歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

- 2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
  - (2) 歯科医療を要する傷病者の受入歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - (3) その他必要とされる措置

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

(受入歯科医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の受入歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(歯科医療費)

第8条 救護所における歯科医療費は、無料とする。

2 受入歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。



(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

(細則)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。



(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

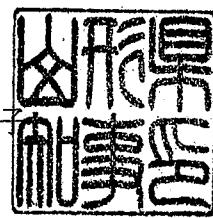
(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月26日

甲 山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市十日町二丁目4番35号

社団法人 山形県歯科医師会  
会長 石黒慶一

